

目推衛環き 第 号			保存年限	5 年 ・ 常	
決定区分	決定権者	文書取扱主任	主管係長	開示の可否	否 (全部・一部)
課長				開示しない理由	個人 法人等
				起案日	年 月 日
起案者 目黒区保健所生活衛生課	印	公 印	決定日	年 月 日	
			施行予定	年 月 日	
			施行	年 月 日	
次のとおり届出があったので調査したところ、調査復命書のとおりであるので、美容師法第12条の規定により確認し、案により、確認書を交付する。					

年 月 日

目黒区保健所長 宛て

住所.....

氏名.....
年 月 日生

電話
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

美容所開設届

下記のとおり開設しますので、美容師法第11条第1項の規定により届け出ます。
記

1 施設の名称

2 施設の所在地 目黒区.....

3 管理美容師 氏名.....
住所.....

4 構造及び設備の概要 別 添

5 美容師の氏名・免許証番号及びその他の従業者の氏名 別紙のとおり

6 美容師にあつては伝染性疾病の有無 別紙のとおり

7 開設予定年月日年 月 日

8 同一の場所で理容所が開設されている場合は、当該理容所の名称
.....

9 同一の場所で理容所開設の届出がされている場合又は本書と同時に当該届出を行う場合は、当該理容所の開設予定年月日
.....年 月 日

※施設情報(施設名称、所在地、開設者名、法人代表者名等)はインターネット上に公開されます。
不都合がある場合は右欄にチェックしてください。□

添付書類 1 美容師にあつては、それを証する書類及び当該美容師に係る伝染性皮膚疾患【結核と伝染性皮膚疾患(伝染性膿痂疹(トビヒ)、単純性疱疹、頭部白癬(シラクモ)、疥癬等)】の有無に関する医師の診断書

2 管理美容師あつては、それを証する書類

3 開設者が外国人の場合は、住民票の写し(住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)

4 同一の場所で理容所が開設されている場合は、当該理容所に従事している施術者が理容師であり、かつ、美容師であることを証する書類

5 同一の場所で理容所開設の届出が行われている場合又は本書と同時に当該届出を行う場合は、理容所開設の届出に記載の施術者が理容師であり、かつ、美容師であることを証する書類

	料金収納済印	業種別手数料印	保健所收受印
		<div style="border: 2px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; display: inline-block;"> <p>種別 美容所検査手数料 ¥24,000 生活衛生課</p> </div>	
システム入力済			